

令和2年度 第3回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和2年7月17日(金) 午後3時00分から

開催場所 Zoom(ズーム)Web会議

第1号議案 7月14日開催「全商協」第3回機械流通委員会結果報告

1 新旧遊技機設置比率明細書の運用について

令和2年7月13日より、新旧遊技機設置比率明細書(正・副)の運用が開始された。

取扱に伴う運用方法について、全日遊連へ質問を投げ掛けているが、現時点で回答は頂いておらず指示待ちであるので、営業所(ホール)から提出される比率明細書(副)を信じるしかない。全日遊連より、明確な指示を頂きしだい報告します。

(1) 6月26日開催した委員会における懸案事項に関する件

新旧遊技機設置比率明細書(副)の運用について、中古移動申請書類「1部に1枚」付けるのではなく、「1ホールに対して1枚」付けるような運用にしてはどの意見があったことについて、改めて討議がなされた。

各地区遊商としての意見を伺った結果、1店舗に対して1枚、または1部ごとに1枚を添付し申請する2パターンとすることとし、選択は各地区遊商の判断に委ねられた。なお、選択した運用方法を7月17日まで全商協へ報告することになった。

後日、全商協より全国の運用方法一覧表が開示される。

(2) 新旧遊技機設置比率明細書の写しが添付されていない場合の対応に関する件

添付されていない場合の対応として、打刻申請書の備考欄に「なし」または「未提出」と記入してはどうかとの意見、または、全商協にて「別紙」として添付なしと明記した書面を作成していただき、申請時に別紙を添付してもらってはどうかとの意見が挙げられた。今件に関して、上記(1)と併せ7月17日まで全商協へ選択した運用方法を報告することになった。

(3) 諸問題に関する件

① 営業所(ホール)より、新旧遊技機設置比率明細書(副)が提出されても、何が正しいのか判断が出来ない。

② ぱちんこ専門店の場合、回胴式遊技機台数等の記入はどうしたらよいのか。

(佐々木委員長) 全日遊連へ質問はしているが回答は頂いていないので、現時点では提出された物を受け取るしかない。

(4) ホール団体に加盟していない非組合員(ホール)からの新旧遊技機設置比率明細書(正・副)の授受に関する件

非組合員(ホール)においては、新旧遊技機設置比率明細書(正・副)を所有していないので、全日遊連より入力書式Excelデータをいただくので、先般、非組合員へ21世紀会誓約書等の回収依頼を行った各地区遊商組合員販売に授受の依頼があった場合、Excelデータを渡していただきたい。入力書式Excelデータ(雛形)は、後日各地区遊商へ送るので

ホームページ等に掲載いただき周知して下さい。

2 遊技くぎメンテナンスの運用案について

日工組より、中古ぱちんこ遊技機の遊技くぎメンテナンスに伴う運用(案)が詳細フローと共に提示されており、今月中に全商協としての意見をまとめ、日工組業務委員会へ報告するよう求められている。日工組においても継続して検討を重ねられている。

本日の委員会開催前に、事前に対処注意の資料「運用(案)・詳細フロー」が配布されており、各地区遊商からの意見が求められ、主な意見は下表のとおり。

後日開催される、日工組打合せ時に提起する。

1	東北…資料の条件3について、メンテナンスできないと判断した場合とは、取扱主任者の判断として良いのだろうか？ 委員長…1～27の点検項目の16番、遊技釘又は風車の形状に異常はないかに基づき、取扱説明書及びくぎ確認シートを用いて点検確認を行うのだが、曲がりや酷い場合については、取扱主任者の判断として良いか、日工組業務委員会で確認します。
2	東日本…資料の条件6について、納品点検確認前に台を倒した等でくぎが曲がった場合は？ 委員長…営業所の客室内で作業をするものではない。
3	中部…くぎ確認シートが販社もしくはチェーン店にない場合の遊技機の事前点検時に遊技くぎのメンテナンスを行う場合及びキャンセルになった場合の提案をするので検討願いたい。 委員長…日工組業務委員会へ提案します。

3 販社間による中古遊技機の売買における残債の確認について

6月29日に開催された委員会に引き続き討議された。

様々な意見が出されたが、東北遊商からは、予算を掛けられるのであればシステム上で検算を掛け残債確認ができるシステムを構築していただきたいと提言を行った。

討議したまとめとして、お金を掛けて新たにシステム構築するのではなく、中古機流通協議会へ売買に係る事案が発生しないよう、ホール(営業所)に啓蒙して頂くよう提起する。今件は、継続審議とする。

4 その他

7月8日に日工組業務委員会との連絡会議が行われ、日工組業務委員会の中に機歴部会があり、部会の担当者が変更となり新任者が出席された。連絡会議時に、新遊技機(管理遊技機)の「M」へのシステム改修の進捗が求められ、改修に向け発注をしていると回答をしたとの報告があった。

第2号議案 新旧遊技機設置比率明細書(副)の写しに関する件

中古移動申請における新旧遊技機設置比率明細書(副)の写しの添付要領について討議された。

(1) 新旧遊技機設置比率明細書(副)の写しの添付枚数について

申請同日分の1店舗に対して1枚とするか、申請書類1部ごとに1枚を添付するかを討議した結果、原則「申請同日分の1店舗に対して1枚」の新旧遊技機設置比率明細書(副)の写しを添付することが了承された。

- ① 1店舗10型式の場合(副)の写しは1枚とする。
- ② 1店舗で複数(2件以上)申請をする場合は、同一店舗分として「輪ゴム」で束ねること。
- ③ (副)の写しは、遊技機の移動に伴う機歴連絡及び書類発給等依頼書の「上」に添付すること。
- ④ 複数分を束ねた申請分は、最上部の申請物に上記(1)~③同様の要領とします。

(2) 新旧遊技機設置比率明細書(副)の写しが添付できない場合について

添付できない場合の対応について、打刻申請書の備考欄に「なし」と記入するか、または、全商協が準備を進めている「別紙」を添付するかを討議した結果、「別紙」に必要事項を記入し申請書類に添付することが了承された。

- ① 1店舗で複数(2件以上)申請をする場合は、同一店舗分として「輪ゴム」で束ねること。
- ② 別紙は、遊技機の移動に伴う機歴連絡及び書類発給等依頼書の「上」に添付すること。
- ③ 複数分を束ねた申請分は、最上部の申請物に上記(2)~②同様の要領とします。

第3号議案 その他

高橋理事長より、他地区遊商における違反事案の報告があり、全商協理事会において後日処罰下される予定である。

以上